

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月27日(火) 14時00分～15時00分

2. 開催場所 尾道市役所 4階 大会議室2

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	9番	宮迫 徹也	10番 高橋 泰登
	11番	佐々木 崇	13番	吉原 正紀	14番 松森 智
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番 米田 健一
	19番	渡邊 直行			

4. 農地利用最適化推進委員の出席 18人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第10号 非農地証明申請について  
議案第11号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)  
議案第12号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)(議事参与制限分 その1)  
議案第13号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)(議事参与制限分 その2)  
議案第14号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)

第3 議案(報告事項)

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について  
報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について  
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について  
報告第7号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて  
報告第8号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認について  
報告第9号 農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出に対する受理について  
報告第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第4 その他  
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志  
事務局職員 高橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

## 8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は19名、定足数に達しておりますので、本日の総会 は成立しております。</p> <p>議事録署名は15番・中司睦枝委員、16番・江田敏道委員をお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は18名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第7号、申請番号10番から31番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号10番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は栗原町の1筆、現況地目は畑、面積は200㎡です。 譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、2月5日、中司委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号11番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町本郷の5筆、現況地目は畑、面積は合計で587.1㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、譲受人は同時に空き家を購入し、隣接する当該農地で、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、2月5日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号12番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町本郷の8筆、現況地目は田が7筆、畑が1筆、面積は合計で1,793㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地のうち、長年休耕していた農地については畑に整備し、野菜やブルーベリーを栽培する申請となっております。 この申請については、2月5日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号13番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町本郷の2筆、現況地目は畑、面積は合計で733㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では、野菜やブルーベリーを栽培する申請となっております。 この申請については、2月5日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号14番、権利の種類は期間5年間の使用貸借権設定です。  
申請地は原田町梶山田の1筆、現況地目は田、面積は1,911㎡です。  
貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地では、水稻栽培をする申請となっております。  
この申請については、2月6日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号15番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は961㎡です。  
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地では、いちじくの栽培をする申請となっております。  
この申請については、2月6日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号16番と17番は関連案件のため、一括して説明いたします。  
権利の種類は期間10年間の賃借権の設定です。  
申請地は御調町丸門田及び丸河南で、田畑が合計9筆、面積は6,427㎡です。  
貸し渡し理由は高齢による経営縮小及び農業経営の規模縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地の畑では、白菜・白ネギ・ブロッコリーを栽培し、JA等へ出荷する申請となっております。  
この申請については、2月7日、借り受け人立ち合いのもと、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号18番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は御調町大田の1筆、現況地目は田、面積は39㎡です。  
譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。  
なお、当該農地では、水稻栽培をする申請となっております。  
この申請については、2月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号19番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は御調町公文の4筆、現況地目は田と畑が2筆ずつ、面積は合計で2,951㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では、水稻と野菜を栽培し、自家消費する申請となっております。  
この申請については、2月8日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号20番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は御調町公文の9筆、現況地目は田、面積は合計で6,069㎡です。  
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では、水稻栽培をする申請となっております。  
この申請については、2月8日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号21番と22番は関連案件のため、一括して説明いたします。  
権利の種類は、期間10年間の賃借権の設定です。  
申請地は御調町貝ヶ原の合計11筆、現況地目は田、面積は合計で3,239㎡です。  
貸し渡し理由は高齢による経営縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地は、水稻栽培を行い、JA等へ出荷する申請となっております。  
この申請については、2月7日、宮迫委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号23番、権利の種類は期間20年間の使用貸借権の設定です。  
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は396㎡です。  
貸し渡し理由は労力不足による経営縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。

なお、当該農地では、柑橘類を栽培する申請となっております。  
この申請については、2月6日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号24番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は因島田熊町の4筆、現況地目は畑、面積は合計で785.37㎡です。  
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、譲受人は、空き家バンクを通じて購入した空き家へ転居し、隣接する当該農地にて、野菜を栽培し、自家消費する申請となっております。  
この申請については、2月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号25番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は因島三庄町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で614㎡です。  
譲り渡し理由は相続財産清算人が裁判所の審判を経て売却するもの、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では、野菜を栽培し、自家消費する申請となっております。  
この申請については、2月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号26番、権利の種類は期間5年間の賃借権の設定です。  
申請地は因島洲江町の10筆、現況地目は畑、面積は合計で6,371㎡です。  
貸し渡し理由は農業廃止、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地では、柑橘類を栽培する申請となっております。  
この申請については、2月9日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号27番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は因島洲江町の1筆、現況地目は畑、面積は92㎡です。  
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では、野菜を栽培し、自家消費する申請となっております。  
この申請については、2月9日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号28番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町福田の18筆、現況地目は畑、面積は合計で17,463㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規就農者としてです。  
なお、当該農地は、近年耕作しておらず、山林化しておりますが、樹木の伐採・伐根などの整地を計画を立てて行い、順次レモンの作付けを行っていく申請となっております。  
この申請については、昨年11月に申請があり、12月8日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

今回、作付けまでの工程表の提出及び瀬戸田土地改良区にて畑灌の埋設位置等の確認が終了したことから、本総会での議案とさせていただきます。

申請番号29番と30番は関連案件のため、一括して説明いたします。  
権利の種類は、贈与による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町宮原の合計4筆、現況地目は畑、面積は合計で225.88㎡です。  
譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。  
なお、当該農地では、柑橘類を栽培する申請となっております。  
この申請については、2月9日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号31番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町御寺の1筆、現況地目は畑、面積は736㎡です。  
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地では、柑橘類を栽培する申請となっております。  
この申請については、2月9日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号10番から31番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明のある方は挙手をしてください。

15番委員 申請番号16, 17, 21, 22の受人の会社は、どのような事業をする会社なのか。

事務局 会社としては新規に農業に参入します。代表取締役の方が若い社員に農業を教えます。若い人を雇用して、農業部門を拡大していく予定と聞いています。

議長 よろしいですか。

15番委員 はい。

議長 他にありませんか。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号10番から31番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第8号、申請番号2番を議案書をもとに説明)

申請番号2番、所在は木ノ庄町畑の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、119㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。

転用目的は、倉庫・車庫用地で、倉庫建築面積60㎡、車庫建築面積10㎡が計画されています。

申請人は、この度、自身の山林と畑の土地を使用し、新事業のための車庫兼倉庫として使用したいというものです。

この申請については、2月5日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号2番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第9号、申請番号7番から19番までを議案書をもとに説明)

申請番号7番、申請内容は賃貸借による権利の設定です。

所在は美ノ郷町本郷の4筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計1,185㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は資材置き場用地で、太陽光資材置き場が計画されています。

借受人は愛知県に本店を置く、主に土木建築業などを営む法人であり、この度申請地を借受け、付近の太陽光発電設備建設のため、一時的に資材置き場として使用したいというものです。

一時転用期間は許可後から令和6年6月30日までです。

この申請については、2月5日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号8番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町本郷の3筆、地目は畑が2筆と田が1筆の計3筆、農振農用地区域外、合計171㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は宅地拡張で、庭敷・花壇・植樹が計画されています。

譲受人は、このたび申請地を購入し、隣接地の住宅と一体的に住居として使用したいというものです。

この申請については2月6日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号9番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町本郷の6筆、地目は畑が2筆、田が4筆の計6筆、農振農用地区域外、合計1,339㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル180枚、発電量49.5kw、通路及びメンテナンススペースが計画されており、経済産業省による固定価格買取制度の対象外の事業です。

譲受人は福岡県に本店を置く再生可能エネルギー事業を営む法人であり、この度申請地を購入し、太陽光発電設備として売電事業を行いたいというものです。

申請番号10番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は木ノ庄町木門田の1筆、地目は田、農振農用地区域外、936㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル180枚、発電量49.5kw、通路及びメンテナンススペースが計画されており、経済産業省による固定価格買取制度の対象外の事業です。

譲受人は福岡県に本店を置く再生可能エネルギー事業を営む法人であり、この度申請地を購入し、太陽光発電設備として売電事業を行いたいというものです。

申請番号9番と10番の申請に関しては、付近の農地所有者からの同意書をもらっています。

申請番号7番から10番の申請については、2月5日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号11番及び12番につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、ともに売買による所有権の移転です。

所在は御調町大田の全2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計506㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は資材置場用地で、事業用資材及び車両置場、進入路が計画されています。

譲受人は御調町内で土木建築業を営んでおりますが、資材置場が不足していることから、申請地を取得して、コンクリなどの事業用資材や車両置場として利用したいというものです。

この申請については、2月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号13番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は瀬戸田町宮原の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、320㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は駐車場用地で、駐車場13区画が計画されています。

譲受人は広島市に本店を置く不動産などを営む法人で、この度、隣接地にグランピング施設の開業を計画しており、申請地を取得して、来客者や従業員用の駐車場として利用したいというものです。

この申請については、2月9日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号14番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は瀬戸田町名荷の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、235㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、昭和45年から47年にかけて土地改良事業、第二次農業構造改善事業を施行した農地であり、農地区分は第1種農地に該当いたします。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積99.37㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

借受人は、この度、祖父名義の農地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

本件農地は、第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、2月9日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

なお、本件は第1種農地に係る転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号15番から19番の申請については、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも賃貸借による権利の設定です。

所在は、申請番号15番が瀬戸田町林の2筆、農振農用地区域内及び区域外、合計1,446㎡のうち129.52㎡、16番が同じく林の1筆、農振農用地区域外、543㎡のうち29.15㎡、17番が同じく林の1筆、農振農用地区域外、188㎡のうち30.00㎡、18番が瀬戸田町中野の1筆、農振農用地区域内、1,065㎡のうち57.47㎡、19番が同じく中野の1筆、農振農用地区域内、7,578㎡のうち117.77㎡、全5か所の一時転用の計画です。

申請地は、いずれも非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、15番の1筆及び18番・19番が農用地区域内農地、15番の1筆及び16番・17番はその他2種に該当いたします。

転用目的は仮設作業用地で、仮設の作業場及び仮設道路が計画されています。

借受人は広島市に本店を置く電気工事業を営む法人で、この度、中国電力が行う送電塔新設事業を請け負う法人です。

新設工事を行うにあたり、工事期間中、申請地の一部を借り受けて、仮設の作業場や道路として利用したいというものです。

一時転用期間は令和7年9月末までとなり、工事終了後は農地に復元予定です。

本件のうち、15番及び18番、19番の農地は農用地区域内農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」として、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、2月9日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

なお、15番及び18番、19番につきましては、農用地区域内農地に係る一時転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号7番から19番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、申請番号14番、15番、18番、19番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議長

次に、議案第10号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第10号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第10号、申請番号3番から8番を議案書をもとに説明)

申請番号3番、手崎町の1筆、現況地目は山林、面積は208㎡です。利用状況は、平成10年頃から耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振地域外、第3種農地、市街化区域です。

この申請については、2月5日、山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号4番、長江二丁目の3筆、現況地目は山林、面積は合わせて423㎡です。

利用状況は、土地が急傾斜で、高齢のため耕作が困難になり、20年以上前から耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

申請番号5番、三軒家町の2筆、現況地目は山林、面積は合わせて1,080㎡です。

利用状況は、40年以上前から耕作をしておらず、現在は山林化している状況です。

前者は農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域、後者は農振地域外、第3種農地、市街化区域です。

申請番号4番及び5番の申請については、2月5日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。



申請番号6番、向東町の1筆、現況地目は山林、面積は214㎡です。  
利用状況は、10年以上前から放置しており、現在は山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。  
この申請については、2月6日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号7番、因島中庄町の1筆、現況地目は宅地、面積は300㎡です。  
利用状況は、亡き祖父が明治43年に家を建築し、以後住宅敷地として利用し、現在に至っています。  
農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域、用途地域内です。  
この申請については、2月8日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号8番、因島重井町の7筆、現況地目は山林及び雑種地、面積は合わせて4,902㎡です。  
利用状況は、昭和62年に相続して以降、耕作しておらず、現在に至っている状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。  
この申請については、2月8日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林及び雑種地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号3番から8番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

事務局

次に、議案第11号「改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第11号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）について、ご説明いたします。  
(議案第11号、申請番号5番及び6番を議案書をもとに説明)

申請番号5番・6番とも、借受人が同一人であるため、一括で説明させていただきます。

申請番号5番、土地の所在は御調町野間の2筆、合計面積は3,200㎡の田です。  
利用目的は水稻、権利の種類は賃貸借権の設定で、10aあたり500円、契約期間は令和6年4月1日から令和15年12月31日です。

申請番号6番、土地の所在は御調町野間の1筆、面積は604㎡の田です。  
利用目的は水稻、権利の種類は使用貸借権の設定、契約期間は令和6年4月1日から令和15年12月31日です。

これらの農地は、利用権設定期間が今年の3月31日付で終了するため、農地中間管理機構を通じての貸借に切り替えるものです。現在、借り受けしている農事組合法人が引き続き借り受けし、水稻栽培を行います。

以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長	<p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいま、事務局より説明が終わりました。 補足説明のある方は挙手をしてください。</p> <p>(補足説明、質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号5番及び6番は原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。</p>
議長代理	<p>次に、議案第12号「改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）（議事参与制限分 その1）について」を議題といたします。</p> <p>この議案については、私に関する議案がありますので、議長を山田副会長と後退します。</p> <p>(議長 山田副会長に交代)</p> <p>ただいま議長を交代しました。</p> <p>この議案の審議については、「農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、18番・金藤祐治委員の退室を求めます。</p> <p>(18番 金藤祐治委員 退室)</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第12号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）（議事参与制限分 その1）について、ご説明いたします。</p> <p>(議案第12号、申請番号7番を議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号7番、土地の所在は原田町梶山田の3筆、合計面積は2,622㎡の畑です。 利用目的は果樹、権利の種類は賃貸借権の設定で、全体で44,000円、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日です。 認定農業者である借受人が経営規模拡大のため、これらの農地を借り受けし、ぶどうを栽培する予定です。</p> <p>以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長代理	<p>ただいま、事務局より説明が終わりました。 補足説明のある方は挙手をしてください。</p> <p>(補足説明、質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号7番は、原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。</p> <p>退室した18番・金藤祐治委員の入室を求めます。</p>

(18番・金藤祐治委員 入室)

ここで、議長を金藤祐治会長と再度交代します。

(議長 金藤会長に交代)

議長

次に、議案第13号「改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）（議事参与制限分 その2）について」を議題といたします。

この議案の審議については、「農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、10番・高橋泰登委員の退室を求めます。

(10番 高橋泰登委員 退室)

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第13号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）（議事参与制限分 その2）について、ご説明いたします。

(議案第13号、申請番号8番及び9番を議案書をもとに説明)

申請番号8番、土地の所在は浦崎町の1筆、面積は608㎡の畑です。

利用目的は野菜、権利の種類は使用貸借権の設定、契約期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日です。

申請番号9番、土地の所在は浦崎町の1筆、面積は1,027㎡の田です。

利用目的は水稻、権利の種類は使用貸借権の設定、契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日です。

これらの農地は、現在、この借受人が利用権で借り受けしていますが、契約期間が今年3月31日で終期を迎えるにあたり、この度更新をするものです。

以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号8番及び9番は原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

退室した10番・高橋泰登委員の入室を求めます。

(10番・高橋泰登委員 入室)

事務局

次に、議案第14号「改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第14号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）について、「新規分」の解除条件付きの申請番号10番と34番のみ説明させていただきます。

なお、経営規模の拡大などによる「新規分」の申請番号11番から33番までと利用権の設定を更新、または利用権の設定が終わって1年未満に新たに利用権の設定を行うといった「更新分」の申請番号39番から128番までは説明を省略させていただきます。

申請番号10番、土地の所在は美ノ郷町三成の3筆、合計面積は2,048㎡の畑です。権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は野菜、契約期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日です。

借受人は、福山市に所在する、農業や障害者福祉サービス事業を行っている法人であり、現在、福山市で農地を借り受け、水稻栽培をしています。

このたび、株主の方からこれらの農地の紹介を受け、さといもの栽培を行う予定です。

申請番号34番、土地の所在は因島中庄町の1筆、面積は2,137㎡の畑です。

権利の種類は賃貸借権の設定で、全体で20,000円、利用目的は野菜、契約期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日です。

借受人は因島三庄町で鉄工会社を営む法人であり、昨年より利用権設定にて、因島中庄町と因島重井町で、さつまいもや大豆などの野菜を栽培しています。

以上、説明を省略させていただきました新規・更新分を含め、これら全て、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号10番及び128番は原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、報告事項に入ります。

報告第4号から第10号までを一括して審査を行います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

各委員

次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

(活動状況報告：省略)

議長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

(その他・連絡事項について説明)

議長

ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局

(質疑応答)

議長

それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。

副会長

閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。  
本日はご苦労様でした。

---